

令和元年第10回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年10月30日（水） 午前 時 分
出席農業委員 （19名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
出席推進委員 （1名）	平原 敏郎
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 福田 智和 主 査 有村 真一 主 査 山下 良太 主任主事 長友 藍子 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午前 9時53分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは第10回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が1名出席いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。 それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番を報告いたします。届出地は剣之宇都公民館の西に位置しており、現況は畑である。利用変更目的はビニールハウスを設置して畑として使用するものである。工事内容は黒土を50cm盛土するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、

	当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定30件、中間管理権の設定50件の合計82件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が26件提出されております。これらにつきましては、総会前の農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数3筆、面積8,286㎡、利用権設定30件、筆数54筆、面積101,825㎡、中間管理権の設定50件、筆数82筆、面積197,845㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転11件、贈与3件の計14件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず牧園の1を1番委員。
1番委員	1番を報告いたします。申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は288㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上

	です。
議長（会長）	次に、国分の2と3を2番委員。
2番委員	<p>2番です。申請地は国分川原小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,796㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に3番を報告いたします。申請地は国分上小川小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,791㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に、国分の4を16番委員。
16番委員	<p>4番です。申請地はこがのもりコミュニティー広場の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,731㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p>
議長（会長）	次に国分の5から9までを18番委員。
18番委員	<p>5番から9番まで一括して報告いたします。申請地は川内地区コミュニティーセンターの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,004㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に6番です。申請地は川内地区コミュニティーセンターの北側に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,740㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に7番です。申請地は上之段公民館の南側に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は30,330㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に8番です。申請地は上之段公民館の南側に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を</p>

	<p>行くと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,588㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に9番です。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティー広場の東側に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,658㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の10と11を1番委員。
1番委員	<p>10番と11番を続けて報告いたします。申請地は下有川切門公民館の北東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,944㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして11番です。申請地は石峯自治公民館の南に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,832㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の12を6番委員。
6番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は植村駅の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,197㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の13を11番委員。
11番委員	<p>13番を報告いたします。申請地は牧園総合支所の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,664㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の14を8番委員。
8番委員	<p>14番を報告いたします。申請地は医師会医療センターの東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉法人であり、社会福祉事業を行うにあたり本申請地において農業を行いたいとの申請である。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。当申請は3条の不許可の例外にあたるため、許可相当であると思われる。なお、農業機械は完備しており、権利取得後の耕作予定面積は5,136㎡であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項</p>

	の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われます。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外8件、用途区分変更3件の計11件について、市長より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。除外の国分の1を8番委員。
8番委員	1番を報告いたします。申出地は、敷根集会所の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は資材置場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の2を7番委員。
7番委員	2番を報告します。申出地は、国分南中学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は共同住宅、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の3から霧島の6までを4番委員。
4番委員	3番から続けて報告します。申出地は、三縄自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。 4番です。申出地は、幸田南公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。 5番です。申出地は、渡瀬公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。 6番を報告します。申出地は、市後柄公民館の東に位置しており、現況は田である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の7を5番委員。
5番委員	7番を報告します。申出地は、隼人総合支所の南西に位置しており、現況は雑種地である。除外目的は建売住宅3棟を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出

	は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の8を7番委員。
7番委員	8番を報告します。申出地は、日当山小学校の北に位置しており、現況は畑である。除外目的は一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、用途区分変更の国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告します。申出地は、国分南中学校の西に位置しており、現況は田である。用途区分変更の目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を14番委員。
14番委員	2番を報告します。申出地は、下桑ノ丸公民館の東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更の目的は農業用倉庫と駐車場を建設するものである。申請地の3面は道路に面しており、農地ではありませんが排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の3を11番委員。
11番委員	3番を報告いたします。申出地は、浅谷公民館の北西に位置しており、現況は農業用倉庫が既に建っています。用途区分変更の目的は農業用倉庫を建設するものでありますが、平成27年12月に建築済みのため始末書が添付されている。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外8件、用途区分変更3件の計11件については、全件「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	はい、報告いたします。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は雑種地である。転用目的は駐車場を建設するものである。旧所有者は、市外居住者や賃借料により生計を立てている高齢者等が多数である。申請地の現状も駐車場に造成されており、耕作に必要な用排水路の確保が困難な状況にあるため、旧所有者によって農地を有効に利用すると認められない。なお、申請地は、周囲の宅地化が著しく、2種農地の市街地近接農地に該当する。許可目的達成が困難となった理由は、許可後に事業を遂行する中で、汚水処理の問題や大型工場建設に伴って、当初計画していた小工場等の建設を、経済状況の変化により断念せざる得なくなったことから、故意又は過失とは認められない。

	<p>変更後の転用事業が変更前に比べて緊急性及び必要性がある理由としては、変更前は、職員用の駐車場を工場の近接地に分散して借地していたが、変更後の転用事業は、申請地に職員用の駐車場を一括して確保することができ、職員の利便性や安全面の確保のため、必要性があると認められる。変更後の事業計画の実現が確実と認められる理由としては、申請地は既に職員用の駐車場として利用されており、事業計画の実現は確実と認められる。変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が変更前に比べて同程度と認められる理由としては、申請地の周囲は、道路に囲まれており、隣接する農地については、被害防除計画書に記載している処置をとっているため、被害を及ぼすおそれはないものと思われる。</p> <p>次に2番を報告いたします。申請地は松木・野口ふれあい広場の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は一般住宅を建築するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地はなく、家庭用排水は浄化槽を通じて既設側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。以上で告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、国分の3を16番委員。
16番委員	3番です。申請地はこがのもりコミュニティ広場の北東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
18番委員	はい。
議長（会長）	18番委員。
18番委員	事務局にお尋ねします。1番の工場用地は、その当時大変ご苦労されて工場敷地を確保されたと聞きましたが、その後、どういった経済的な理由で変更しなければいけなくなったのかお分かりであればご説明ください。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい、詳しくは資料等頂いておりませんので明確なお答えはできませんが、以前この工場は※※※※するようなお話もあったろうかと記憶しております。日本の経済が一時期相当冷え込んでいた時期があり、※※※※なかったのではと思います。また、※※※※等他の問題もあり、当初の目的が達成されないまま現在に至っていると思います。以上です。
議長（会長）	18番委員、よろしいでしょうか。はい、ほかにご意見等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。
△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について	
議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を5番委員。
5番委員	1番を報告いたします。

	申請地は上野公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は畜舎を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	ここで暫く休憩といたします。
議長（会長）	休憩前に引き続き会議を再開いたします。
議長（会長）	次に、国分の2を9番委員。
9番委員	2番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成24年頃、資材置場にってしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の3を16番委員。
16番委員	3番を報告いたします。申請地は小畑公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成17年7月の5条許可不履行に対しての理由書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
9番委員	はい。
議長（会長）	9番委員。
9番委員	はい、農地区分の都市的環境整備農地という区分が始めて出てきたと思いますが、これについて説明をお願いいたします。
議長（会長）	はい、この説明を事務局お願いします。
事務局	はい、都市的環境整備農地ですが、周囲の道路に水道管、下水管等が埋設されており、容易にこれらの便益が可能なことと、周囲500m以内に学校、病院が2つ以上あることが要件となります。この道路には水道管が埋設されておりますが、下水管は埋設されておられません。しかしながら都市ガスのガス管が埋設されております。よって、都市的環境整備農地の要件を満たしていることとなります。以上です。
議長（会長）	9番委員よろしいでしょうか。はい、それではほかにご意見等ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が31件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。一時転用の期間は、令和元年11月7日から令和2年11月6日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 2番を報告します。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は資材及び残土置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。一時転用の期間は、令和元年11月7日から令和2年11月6日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を8番委員。
8番委員	3番です。申請地は湊地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は554㎡であり、面積超過の理由書も添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に溝辺の4と5を5番委員。
5番委員	4番と5番を続けて報告いたします。まず4番です。申請地は石峯自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和元年11月15日から令和2年6月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 5番を報告します。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和元年11月7日から令和2年11月6日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に福山の6を7番委員。
7番委員	6番を報告します。申請地は福山総合支所の東に位置し、現況は造成地である。なお、令和元年10月に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の7を8番委員。
8番委員	7番を報告します。

	<p>申請地は立元公民館の北東に位置し、現況は農機具用倉庫・作業場である。なお、何月日不詳で農機具用倉庫・作業場にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の農業用施設用地に該当すると思われる。転用目的は農機具用倉庫・作業場を建設するものであり、すでに実現している。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の8と9を2番委員。
2番委員	<p>8番を報告します。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。また、合意解約も同時に出されています。</p> <p>次に9番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は排水施設用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の10から13までを9番委員。
9番委員	<p>はい、報告いたします。まず10番です。申請地は松木・野口地区ふれあい広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に11番を報告いたします。申請地は自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>12番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成24年頃、資材置場にってしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲7区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>13番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の14と15を16番委員。
16番委員	<p>14番を報告します。申請地は剣之字都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は交流施設を建設するものであり、計画性も</p>

	<p>妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は371㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に15番を報告いたします。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は運動場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の16と17を18番委員。
18番委員	<p>16番です。申請地は川内地区コミュニティーセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。なお、昭和62年頃、資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地244㎡を一体利用するもので、全体計画面積は367㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>17番です。申請地は塚脇小学校の北側に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の18から21までを1番委員。
1番委員	<p>18番から21番まで続けて報告いたします。まず18番です。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>19番を報告いたします。申請地は鍋自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして20番です。申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸工場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして21番です。申請地は北原自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は自動車置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用</p>

	はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の22を13番委員。
13番委員	22番を報告いたします。申請地は溝辺総合支所の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の23を6番委員。
6番委員	23番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の北に位置し、現況は不耕作地と一部畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の24を17番委員。
17番委員	24番。申請地は木浦公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は工事用仮設用地を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和元年11月7日から令和2年5月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の25を12番委員。
12番委員	25番を報告いたします。申請地は入水公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の26から29を7番委員。
7番委員	<p>26番を報告いたします。申請地は霧島市水道部の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲をするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>27番を報告いたします。申請地は上野公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして次に28番と29番は受け人が同一人で場所も隣接していますのでまとめて報告いたします。申請地はJAあいら姫城支所の東に位置し、現況は駐車場である。なお、平成24年2月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に造成済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。ま</p>

	た、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の30を8番委員。
8番委員	30番を報告いたします。申請地は小鹿野農村公園の南西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はグランピング施設10棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に福山の31を19番に代わり5番委員。
5番委員	31番を代読いたします。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員
2番委員	7番ですが、農業用倉庫5棟というのは何が作ってあるんですか。
議長（会長）	事務局
事務局	はい。まず、トラクターの倉庫が2棟あります。作業場としてハウスのような丸いものが1棟、あと、柱と壁しかないような小さな倉庫が1棟と物置が1棟です。
2番委員	申請者は何を作っているんですか。
事務局	野菜を作っています。この倉庫を作ったのが申請人のおじいさんです。最初は3条で息子への贈与を考えていましたが、既に倉庫が建っていたことから、5条申請になっております。
議長（会長）	よろしいですか。他にありませんか。ご意見ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で令和元年第10回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので令和元年第10回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 11時05分

1 番

2 番

1 9 番
